

岩手県監査委員告示第51号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月15日

岩手県監査委員 高 橋 元
 岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗
 岩手県監査委員 吉 田 政 司
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月30日及び7月1日

イ 本監査実施日 平成27年8月5日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、22,050円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費の支出については、事前決裁を徹底し、支出担当者が財務会計システムにより、支出状況を随時確認するとともに、事業担当者と連携を図り再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年7月1日及び2日

イ 本監査実施日 平成27年8月4日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	道路占用料の徴収に当たっては、許可事務等システムにより移管物件を再確認するとともに、移管先から移管に係る道路占用料許可台帳の受領書を徴することにより、移管漏れの防止を図るなど、適正な事務の執行に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月30日

イ 本監査実施日 平成27年8月4日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 超過勤務手当及び用地交渉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが5件、13,225円、多く支給しているものが1件、650円あったので、適	ア 超過勤務手当及び用地交渉手当の支給に当たっては、用地交渉等記録簿に同行者の確認欄と旅費及び超過勤務手当の確認欄を新たに設け、支払状況を複数の職員で確

<p>正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p> <p>イ 資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を提出していないものが3件、34,920円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>認できるよう整備し、適正な事務の執行に努めることとした。</p> <p>イ 資金前渡金の精算に当たっては、資金前渡精算書の控えに出納員への提出確認欄を設け、職員相互のチェックを加え適正な事務の執行に努めることとした。</p>
---	---